

3. 保険者に対する助言等について

- (1) 広域化等支援方針の策定について
- (2) 収納率向上に向けた取組
- (3) ジェネリック医薬品の使用促進について
- (4) 国民年金との連携について

(1) 広域化等支援方針の策定について

1. 平成22年の国民健康保険法の改正により、市町村国保の事業運営の都道府県単位化を進めるための環境整備として、新たに都道府県の判断により「広域化等支援方針」の策定が可能となった。
2. 現在新たな高齢者医療制度の仕組みや市町村国保の財政運営の都道府県単位化の検討がなされているため、当面、平成24年度までに取り組むべきものを中心に定めるよう要請しているところ、平成23年9月末までに46都道府県において策定されている。
3. 法律上、市町村は広域化等支援方針を尊重するよう努めることとされており、都道府県は広域化等支援方針の実施のため、市町村に報告を求め、又は助言、勧告ができる。既に策定した都道府県は、広域化等支援方針を活用した効果的な助言、指導を積極的に行っていただきたい。
4. 未策定の都道府県は、地域の実情を踏まえつつ、広域化等支援方針の策定について、あらためて検討いただきたい。
5. なお、高医療費市町村について安定化計画を策定する指定市町村制度は廃止されたが、高医療費市町村を含む都道府県にあっては、医療費適正化の内容を含む広域化等支援方針の策定が、法律上の努力義務となっている。
6. このため、都道府県において、医療費の地域差指数を基本として、災害等に伴う医療費増等の特別事情を勘案した上で、高医療費市町村の判断を行う必要があるが、判断の基礎となる、「市町村別実績給付費及び基準給付費」、「年齢階層別一人当たり給付費」を連絡したので、医療費適正化に係る助言・指導に活用していただきたい。

広域化等支援方針の策定状況

○ 平成22年の国保法改正により、市町村国保の事業運営の都道府県単位化の環境整備を進めるため、都道府県が「広域化等支援方針」を策定することが可能に。

◎ 平成23年9月30日現在の広域化等支援方針策定都道府県 46都道府県

I 保険財政共同安定化事業の見直し

I-1. 保険財政共同安定化事業(対象医療費の拡大)(4)

埼玉県・滋賀県・奈良県・佐賀県

I-2. 保険財政共同安定化事業(拠出方法の変更)(8)

青森県・埼玉県・福井県・滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・佐賀県

II 事務の共同実施

II-1. 保険者事務の共同実施(14)

青森県・山形県・栃木県・富山県・石川県・福井県・岐阜県・滋賀県・京都府・兵庫県・和歌山県・鳥取県・島根県・高知県

II-2. 医療費適正化の共同実施(24)

青森県・山形県・福島県・茨城県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・山口県・徳島県・愛媛県・高知県・佐賀県・大分県・宮崎県

II-3. 収納対策の共同実施(17)

北海道・青森県・宮城県・山形県・茨城県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・宮崎県

II-4. 保健事業の共同実施(15)

青森県・山形県・福島県・茨城県・石川県・福井県・岐阜県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・山口県・福岡県

III 広域化のための財政支援等

III-1. 都道府県調整交付金(21)

北海道・青森県・宮城県・秋田県・山形県・埼玉県・富山県・福井県・山梨県・岐阜県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県・島根県・愛媛県・佐賀県・沖縄県

III-2. 広域化等支援基金(14)

北海道・青森県・埼玉県・千葉県・福井県・岐阜県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・愛媛県・佐賀県

III-3. 保険者規模別収納率目標(46)

策定した46都道府県

III-4. 赤字解消の目標年次(2)

兵庫県・愛媛県

III-5. 標準的な保険料算定方式(3)

福島県・埼玉県・佐賀県

III-6. 標準的な応益割合(6)

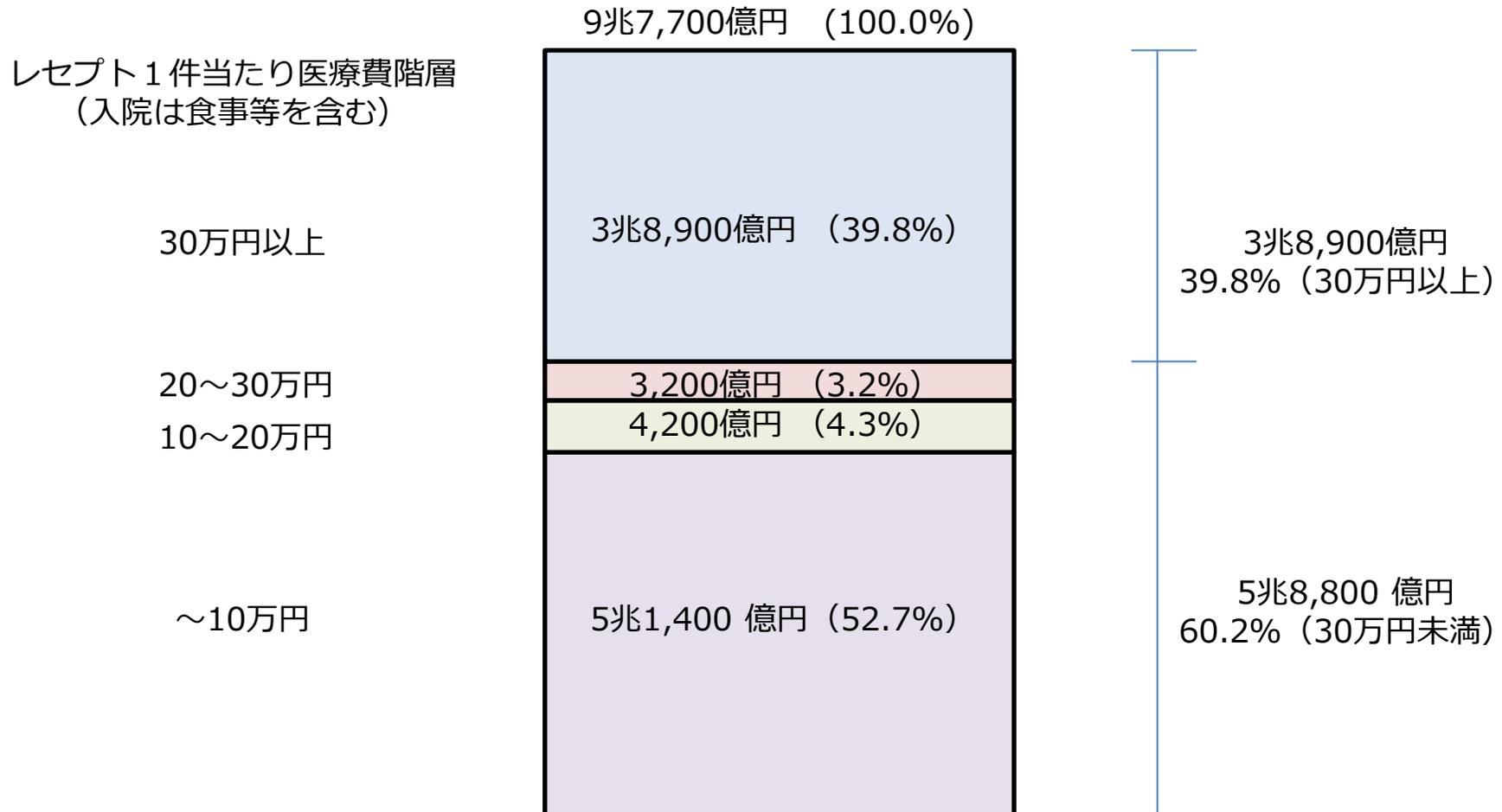
青森県・秋田県・福島県・埼玉県・京都府・香川県

※ 未策定の都道府県 新潟県

保険財政共同安定化事業の見直しの状況

	対象医療費	拠出割合	実施時期	県調整交付金による対応	見直し規定
埼玉県	10万円超に引下げ (26年度から5万円超)	実績割 40% 被保険者割 30% 所得割 30%	24年度	拠出超過の負担軽減措置として補填	
滋賀県	20万円超に引下げ	実績割 50% 被保険者割 30% 所得割 20%	23年度	激変緩和策として必要な対応	
奈良県	20万円超に引下げ	実績割 40% 被保険者割 60%	24年度	現行条件で拠出超過保険者のうち、事業拡充で拠出負担増となる保険者に補填	数年の期間における事業拡充の影響を評価し、見直しを行う
佐賀県	20万円超に引下げ	実績割 50% 被保険者割 25% 所得割 25%	23年度	拠出額超過分が一定以上の市町に対して支援	
青森県	変更なし	実績割 40% 被保険者割 55% 所得割 5%	23年度	拠出超過額が一定率以上にならないよう交付金で調整	対象医療費の拡大と実績割の減少の方向で見直しを検討
福井県	変更なし	実績割 45% 被保険者割 45% 所得割 10%	24年度	拠出超過保険者に対して負担軽減措置	
京都府	変更なし	実績割 40% 被保険者割 40% 所得割 20%	23年度	府調整交付金と新たな無利子貸付金制度により、24年度までの激変緩和措置 23年度：拠出増加額の1/2府調整交付金交付、1/2無利子貸付 24年度：拠出増加額の1/2無利子貸付	対象医療費の引き下げ、所得割の増加の方向で見直しを検討
大阪府	変更なし	実績割 25% 被保険者割 50% 所得割 25%	23年度	府調整交付金を活用して激変緩和措置	必要に応じて見直し

市町村国保における1件当たり医療費階層別の医療費総額



出所：「平成21年度 医療給付実態調査」(厚生労働省)

※市町村国保(退職を除く)における、入院、食事・生活療養、入院外、歯科、調剤に係る医療費の総額(平成21年度実績ベース)。